

### 広島県公安委員会告示第 33 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 23 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
9 P16 04	告示の日 (令和 2 年 4 月 23 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P カイジ沼 4 S 2 A	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地)	左同
0 P01 38	同上	同上	P 貞子 3 D 2 S 2 B	同上	左同